

発行所(郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007-1447
編集責任者 高須裕三
印刷所 関東図書株式会社
定価100円(年間購読料千円)
1973年4月25日発行
第5巻 第4号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 5 No. 4

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

オンブズマン論(3)

On the Ombudsman

スウェーデン社会研究所常務理事 高須裕三
日本大学経済学部教授
Prof. Yuzo Takasu

(1) オンブズマンによる影響力の実例

オンブズマンの影響力により司法処置が行なわれた実例を、以下に少々見ておくこととしたい。

第1例。民間航空の行政上の処置に関して民間航空委員会の理事長代理と技師長とが、1962年に起訴され、63年に職務怠慢のかどで有罪と決まった。事件はある航空会社が61年の12月、パリへの「クリスマス買物往復飛行」を計画し、70人ほどの人びとに招待状を発送した。上記の技師長とその妻とがこれに参加しようとして、民間航空委員会の理事長代理に伺を立てて許可されて、しかる後にこの買物飛行に参加した。この技師長は招待を受けたときに、その航空会社について「きまりきった性質のものではない、きわめて重要な許可事項」の認否を考慮すべき地位にあった。

起訴者は、被告が招待を受けたことが彼の認可処理に影響したと疑われると主張したわけではなかったが、大衆の心に彼の不公正を疑わせる煙を立てたこと、およびそのことは彼の公務員活動への公的信頼を損いかねないと主張したのであった。理事長代理もこの技師長に招待受諾を許可したかどで起訴された。結局、この両人は罰金刑となった。(司法オンブズマン報告書、1965、261~77ページ)

第2例、これは不慮の偶発事件防止計画に関し、警察に対し必要な指令処置を行なわなかったことに関するもので、州知事・州助役および州警察署長などが63年に起訴され、64年に審理され、さら

に65年に控訴されたという事件であった。

オンブズマンは、すでに56年にこの州政府に文書を送り、指令に従って義務を履行するように要求していた。しかるに62年にオンブズマンの検査巡回の過程で、要求された処置がまだとられていないことが発覚した。そこで起訴が行なわれ、州助役と州警察署長とは職務怠慢のかどで有罪とされ、第1審でこの両名は罰金刑を課された。しかし州知事は無罪であった。

そこでオンブズマンは、この州知事に関して最高裁に控訴し、その結果、州知事もまた罰金刑に処されることとなった。そのほか有罪とされた2人の役人は、その判決を不服として控訴していたが、結局、敗訴となった。(前掲書294~306ページ)。

上記2例は、オンブズマンがかなりの程度に影響力を発揮して有罪判決にいたらせたものであるが、大多数のケースは、このような影響力が発動にいたるものではない。不注意な行政上のミスの場合、その誤りの処置が訂正され、その理由が説明されれば、一件落着である。

かくて65年の報告によれば、総計1864件のうち722件が、関係者の証言聴取またはその他の調査のあとで不問に付され、別に283件が訂正ないしは説明付与あるいは戒告の処置に付された。そのほか必要な処置がとられるのを待たずに直ちに不問にされたケースが381件もあり、また市民からの不平が幾分狂っていると思われるケースでも、オンブズマンは理由を挙げて説明し、答えるのが通例であるという。

(2) オンブズマンに対する方向錯誤的批判の例

上記の2例は、「近代」の3権分立の分業組織的統治の観念からすれば、何か「大岡さばき」や「黄門漫遊記」の現代版を見るような違和感を読者に与えるかもしれない。

歴史の段階的發展コースが、螺旋状の軌跡を描くものとすれば、「近代」を超克して「現代」創造の方向を指しつつあるスウェーデン社会において、オンブズマン制度が「近代」の文明諸国に見られる3権分立の分業的秩序とくに「近代」の法概念を止揚すべく、上記のような「近代以前」の雰囲気を導入するかに見える現象を呈するのは、むしろそこに「近代」超克の意味を自覚的に解釈すべきものなのであろう。

けれども「近代」のチャンピオンとしてのイギリス・アメリカの人びとの中には、「近代」こそ「自由」の堡壘として固執され、「近代」に対する軌道修正としてのオンブズマン制を、近代以前への逆行、ないしは「全体主義社会化」と悪意に解する人がないでもない。

そういうスウェーデン批判者の代表的ジャーナリストの1人たるローランド・ハントフォードは、その著「ザ・ニュー・トータリタリアンズ1971」の中で、スウェーデン社会の諸側面の動きを、「個人主義的自由の退潮」「全体主義的統制化」と後向き、ないしは方向錯誤的批判の解釈を試みている。そしてその例として、スウェーデンの法律観およびオンブズマン制度を批判している。

私がいまここでこの書に言及しておくのは、70年代に入ってからわが国においても、ジャーナリズムのケチツケ根性に便乗するような形で、福祉国家スウェーデンの「幻想」を暴露するというような単行本や紹介文が二・三出現しはじめたし、そういう方向錯誤的「批判」に対して、反批判の基本線をここで1本通しておく必要を感じているからである。

さて、ハントフォードの主張を、とにかく紹介してみるならば、彼はまず法律観における西欧型とスウェーデン型とを対比する。

彼によれば、西欧諸国では個人の安全は法律による支配から生まれる、しかるにスウェーデンでは、それは社会福祉制度に依存すると。西欧では法律は目的自体であるのに対し、スウェーデンでは、それは福祉実現の手段の位置におろされる、スウェーデンの法律観は、かくて、中世の教会法規観の再現である。教会法規は神聖な意思の道具であったからである、スウェーデン人にとって、法律は市民の守護者ではなく国家の下部器官なのである、と。

彼は、その実証として、スウェーデンの元控訴院判事でもあり、閣僚でもあり、社会民主党のすぐれた理論家でもあったカール・リンドボムの言葉、すなわち「法律の目的は公的政策の実現にある、法律は社会改良の諸手段の1つである」を引用した。またオンブズマン代理の言葉「スウェーデンにおける法律は市民サービスの1道具であり、それに関する諸決定を成文化したものである」を引用して、彼の議論はスウェーデンの司法が完全には独立していないことの証明だという。すなわち、控訴院の判事たちは、終身任用の身分保障はあるものの、政府委員会による審査の対象とされ、この委員会には判事罷免権は従来ほとんど発動されなかった)という。そして、重要なのは法律の条文ではなくて実際の生活であるというスウェーデン流の法律観を、アングロサクソン流のそれと対比している。そして彼は、スウェーデンの司法は政治的色調によって方向づけられることが多いとし、それゆえこの国においては法律は市民の守護者というよりもむしろ国家の番頭であり、官公吏もまたその意味において市民の守護者たる面が比較的少ないのだ(それゆえ、その補いの意味でオンブズマン制度が必要とされたのだ)という。

彼は、さらに司法が国家の政治・政策によって左右される実証として、1970年、社民党の司法大臣レナート・エイヤーの次の発言を引用している。すなわち「今日の裁判官の社会階層的構成は正しくない、上層の代表があまりに多すぎる、裁判官任用の方法を変えて労働者階級出身をもっと多くして、裁判官構成をもっとバランスのよいものにしなければならない」という発言であった。すなわちここでも、彼によれば、国家の社会政策が優先して司法がそれに従属している、かくて、裁判官に正義を期待できにくいので、オンブズマン制度がその補いとして必要なのだ、と彼はいう。

以上、ハントフォードの「スウェーデン批判」の要旨は、19世紀的・自由主義的・個人主義的立場を固守して、それらの諸線を超克しつつある20世紀のスウェーデンに、背後から矢を射ようとしているようなものである。

日照権問題とか買占め、価格つりあげなどに連日悩まされ続けている今日の日本の市民感情は、「法律の自由」にすなわち「正義」を見てとることができるであろうか。かえってオンブズマンの出現とそれによる法令の適切な運用とをこそ期待していると見るべきなのではなからうか。ハントフォードの「批判」は、かえってわれわれに、今日の過渡期において、オンブズマン研究の意欲をわき立たせるのに役立つであろう。

スウェーデンの福祉社会の実体を見て

Impressions on the Realities of the Swedish Welfare Society

テレビディレクター 百 瀬 千 又

Chimata Momose

昨年夏、私はフジテレビから全国放送された社会福祉番組「生きる」というシリーズ作品取材のため、約40日間アメリカ、スウェーデン、デンマークを廻って来た。

特にスウェーデンでは、世界のトップレベルといわれる先進福祉国家の実体に直接触れ、多くの関係者と対話できた。

書籍や人々から伝達される知識、情報だけでなく、なによりもまず、本当のものに接する機会を得られたことを幸せに思う。

私が、2週間、スウェーデンで取材しながら感じたこと、学んだことをまとめてみたい。

私がここで記しておきたいことは、「まだ、私立の老人ホームが存在していた」ということだ。

福祉国家「スウェーデン」について、私は私なりに学んでいた。しかし、公立の老人ホームについては、いろいろと書かれた書籍や資料があっても、この私立の老人ホームに関しては知られていない。私の最も興味のある問題であった。それを発見することによって、また、スウェーデンの福祉の発達史を別の角度から探ぐってみることが出来るのではないかと思った。

ストックホルムの郊外に美しい緑に囲まれた広大な敷地をもつ、スウェディッシュ・デイコン・ソサエティという宗教法人経営による老人ホームを遂に発見した。プライベートのホームなので仲々、取材も面会もむずかしかったが熱心な説得により、その所長さんと会うことが出来た。

広さ20万坪、1軒家として夫婦用独立家屋と、単身者用ホームを兼ねた立派な老人ホームで、かつては模範的な老人ホームとして人々から羨ましがられていたという。

ホームの中を見学させて頂いたが、昔の王家を思わせるような調度品が設立当時の豪華さを物語っていた。1日の支払い金額が4,600円。入居者の多くは、高額所得者が中心で医師、弁護士、教授といった人々だという。しかし、こういう個人的な経営の老人ホームはあと5年から10年後には、スウェーデンから姿を消すと、ここの所長さんは

私たちに語ってくれた。

かつて、スウェーデンの福祉が今日のように発展していなかった時代には、こうした私立の老人ホームは大変な人気で経営的には非常に好調であったという。

公的機関も含めて今日のようにあらゆる福祉の充実に伴ってこの私立の老人ホームの経営は全く財政的に苦しく、地方自治体の援助なしでは入居者も減少の一途をたどるばかりで、思い切ってストックホルム市に移管したいと所長は言っていた。

私は、老人ホームの中を見せて頂きながら、こんな立派な環境のすばらしさ、ここに住む老人たちの幸せな姿の裏には、そんな現実がひそんでいるとは想像も出来なかった。

まるで一流のホテルのようだ。日本の老人ホームとケタ違いである。

大食堂、ロビー、大集会場、ホームの個室が美しく芝生と花の庭、松林の緑が何んとも言えない楽園を老人たちに提供している。

利益を目的としない私立の老人ホームの立たされている苦悩とスウェディッシュ・デイコン・ソサエティの所長の姿がいまも私の脳裏に焼きついて

いる。

一方、スウェーデンで一番古い公立の老人ホーム「エステム・ゴードンホーム」を取材で訪れたときのことである。

若い所長さんは親切に私たちを迎えてくれた。ストックホルムの市の職員という肩書をもつ。ここに働く従業員も皆、市の職員である。入居者144名、職員70名、老人2人に対して職員1名の割りである。

ここでの入居者の個人負担は1日1,000円から1,500円である。ほとんどの人が老令年金で支払っている。

私立の老人ホームでは1日、4,600円。

公立の老人ホームでは、その3分の1の費用である。実質経費は1人1日、6,000円かかるのだが、不足分はすべてストックホルム市で負担して

いるという。

医師は1週間に2回ホームを訪れ、老人たちの健康診断をする。後の健康管理は15名の看護婦が毎日つききりで行っていると所長は説明してくれた。このシステムは私立の場合も規模は違っても大体同じ方式がとられていた。

スウェーデンでは、いまや、公立の老人ホームに人気が集まるのも当然である。この公立の老人ホームに入居したい希望者は現在、500名を越えているという。いたれりつくせりのこうしたホームは、公私立を問わず、老人たちに快適な生活を約束していることは事実である。

部屋の調度品は、ベット以外は全部自分のもの、長年使いたれたものに囲まれた生活。つまり、今までの生活と同じような生活をさせることが一番いいという考え方である。

スウェーデンの新しい国民保険法によると公立の老人ホームに入ると年金のうちから1日1,000円支払えば、あとは一切、公費負担で不安のない生活が保証されるようになった。

しかし、この公立老人ホームの生活がスウェーデンのすべての老人の生活ではない。

老人ホームでの手厚い看護と生活の場が得られた老人たちの多くは、高年齢者とか、身寄のない人たちだ。親と子の別居があたりまえのスウェーデンでは、老人ホームへ入って生活をするというのは最終的な手段であって、健康な老人の夫婦、単身者たちは普通年金者アパートで生活する。

ここで感動したことは、ホームヘルパー制度の確立である。不自由な身体を持ち主は、市の公務員であるホームサマリタンが週2回訪問してくれるのである。その他、近所に住む、息子夫婦や独立した身内が訪れてくる親子の交流がそれを助けている。私たちは、このホームサマリタンの活動状況も取材することが出来たし、また、年金者アパートに住む老人にも接することが出来た。

更に、スウェーデンでは、老人は勿論すべての国民に対しての医療制度が確立していることである。

これは、新しい制度で、患者側の負担は1日7クローネといえますから約420円で済み、後の経費はすべて公費負担となっている。

例えば、健康であった奥さんが不幸にして身体が不自由になったとする。

国立の専門病院に通院する場合、治療費は無料、

社会復帰のリハビリテーション用の費用も無料、通院に通うタクシー代、車椅子などの費用もすべてストックホルム市が全額負担。全くおどろくべき福祉の実体である。

入院患者の経費は1日約1万円の経費がかかるが、この場合でも患者1人の支払い負担は1日420円ですむようになっている。

また、リユーマチや事故によるハンディキャップの患者に生きがいを施すために、病院や老人ホームにはすべて手芸工作室が整っている。国立病院スウインド・ビ・パレー病院での特色は退院前に料理を作ったり、それに関係する道具類を取り扱うための実習が開かれていた。これは、通院患者にも門戸が開かれている。ハンディキャップの人たちが使い易い道具類はすべて公共負担により製作され、安い価格で購入出来るようになっている。スプーン、フォーク、ナイフ、コップなどの食器類から、台所の流し台まで車椅子に座ったままで家事が出来る高さでちゃんと作られていて、患者の状態に応じて退院前に住宅の改造を市の負担でやってくれていた。実にすばらしい福祉の行政があらゆる点にまで行き届いている。日本の公団住宅にあたるスウェーデンの団地造りも、いま、新しい形で推進されている。家具類の収納場所の見事さと、フリーザーつきの大冷蔵庫がついていてすべて入居者に負担のかからないようになっている。

私が取材中に見た老人たちの生活ぶりは、非常に豊かさに満ちているということだ、若い時に一生懸命働き、年老いても心まで豊かに素朴に生きる老人たちは幸せ者だ。いまもなお、作品を見るたびにもう一度、あの時、お世話になった方々、取材にご協力いただいた方々にお会いしてお礼を申し上げたい。

私が当初に「まだ、私立の老人ホームが存在していた」と書いたのは、日本のあまりにも立ち遅れた福祉の実体を見るたびに「公立はもちろん、私立は一層、経済成長の蔭げに埋れてしまっているのが悲しい」ということだ。

生きること……人間が人間らしく生きる権利こそ、本当の福祉社会といえないだろうか。

スウェーデンと日本とでは、国民性の違いはいろいろあるが、せめて、スウェーデンが作り上げた福祉国家を日本も大いに学び、参考にして立派な福祉社会を作るべきである。

スウェーデン貿易半世紀

Sweden—Japan trade during the past fifty years

和同商事社長 能 勢 陽 太 郎

Yotaro Nose

スウェーデンのある統計によれば、今世紀の初年1900年（明治39年）8,000 クローナ（現在は1 クローナ約70円）の対日輸出があり、2年置いて1903年には1万1,000クローナ、翌1904年は空白となっている。これに対し日本からの輸出は1904年（明治37年）まで記録に残っていない。両国間の貿易が軌道に乗り始めたのは1905年以降である。1942年から1946年までの5カ年間は世界戦争のため日本から輸出は中絶したが、スウェーデンからの輸入は少額ながら継続された。戦前は日本からの輸出1に対しスウェーデンからの輸入は2ないし3の割合であった。戦後この割合が逆転して近年は日本の輸出超過となっている。

両国間の物資交流は統計に現われる以前から主としてハンブルク自由港を経由して行なわれたのは事実である。その一例は長年日本各地の刃物製造業者が農具などの刃先に使用した高炭素鋼角材である。原産地はスウェーデンであったが、輸入元である抜け目のないドイツ商館は長いあいだ製造元を明かさず、問屋も使用者もあえて探索しようとしなかった。この鋼材は糸引き鋼「10番」の代名詞で業者間に知られていた。「10番」とは品番でなく、輸入商であるドイツ商館の所在地が神戸居留地10番であったからである。

スウェーデン商社が日本へ進出したのは約60年前で、おもな目的はスウェーデン商品の売り込みであった。日本商品の本格的輸出が始まったのは第1次世界大戦終了後である。日本・スウェーデン貿易の推移は日本産業のめざましい躍進を忠実に反映している。明治末期から大正時代にスウェーデンから輸入した物資は機械、鋼材、紙、パルプ、武器をはじめ小範囲の消費物資であった。優秀な産業機械の輸入は今日もなお盛んで、その重要性は将来も持続すると思われるが、その他の物資については国産品の生産増大、品質向上、低コストなどの理由により一部は日本市場から完全に姿を消し、他のものも漸減の傾向をたどっている。他面日本における生活水準の上昇、生活様式の変化は高級家具、調度品、装飾品、食料品の需要を

喚起、増大し、これらの商品は新たに両国の貿易の対象となる時代となった。

初期に輸出の王座を占めたのは天然資源、食料品（スウェーデンの統計では満州産大豆、大豆油も日本からの輸入に含まれている）で、続いて綿布など軽工業品の登場となり、戦後は光学、電子、重工業製品が他を圧して、日本の産業の発展を如実に物語っている。

今日、スウェーデン一流のカメラ店で日本製品を取り扱わない店はまずないといっても過言ではない。ストックホルム市では日本製乗用車やその広告がみられ、世界第2の造船国スウェーデンへ目下建造中の九万重量トン鉱石・石油兼用船2隻、七万四千重量トンタンカー1隻、その他船舶を輸出する現在、直接輸出の開始当時の花形が竹、しょうのう、寒天、へちま、貝ぼたん、ゴムぐつ、陶磁器、綿布、メリヤス製品など軽工業品だけであったことを回顧すればまことに隔世の感がある。

航空便のない自由経済の時代からスウェーデンとの貿易を専業としてきたものには、つらかった失敗もあり、またいまとなれば愉快な思い出もある。

今日ステンレススチールは工場、建築、家庭用品など、広範囲に使用され、それがなんであるかの説明を要しない。この発明者は英国人ブリアレー博士で、特許期限終了と同時にスウェーデンでも製作が始められた。試作の段階を終わり、いよいよ本格的製造が始まったので見本が送られて来た。その触れ込みは高度の耐酸性を有するから特に化学工場用として販売に努力してほしいとのことであった。はじめて手にした見本は、これでも鋼（はがね）の一種であるかと疑うばかりの美しい銀色にみがき上げられた板と管であった。かねがね硫酸、肥料工場では製造設備、輸送機に適当な材料がなく困っていると聞いたので、ステンレススチールさえ持って行けば受注間違いなしと大いに喜んだ。

念のためわれわれの手でもいちおう耐酸試験を試みようとして数種の溶液を準備し、試験片をつけ

てみた。スウェーデンから提供された耐酸性に関するデータは簡単なもので、知り合いの化学者や技術者に問い合わせたが、ステンレスチールがまだ実用化されてない時であったので、参考となる意見は聞けず暗中模索のほかなかった。濃硝酸試験の結果は良好で、どうやら使い物になりそうであった。ところが希硫酸に対しては完全な失敗であった。管状の試験片を溶液に浸したら間もなく発ぼうし始め、数日後にはあの美しかった見本が虫に食われた古竹のような姿と変わり、腐食された鉄紛がピーカーの底は沈殿していた。これで化学工場からの大注文の夢は一瞬にして吹き飛んだ。しかしいろいろと研究の結果、ある種の酸に対しては抵抗は絶対的であることが確かめられたので、日本窒素肥料延岡工場は硫酸肥料製造設備と輸送用ドラムかんの材料としてステンレスチールの全面的採用に踏み切った。これを始まりとしてスウェーデン材大量使用のセキは切って落とされた。

戦前、北欧向け貨物の輸送にシベリア鉄道を利用した業者は数多くなかった。船便によれば価格の点で採算の合わない商品も安い鉄道をもってすればじゅうぶん引き合い、少なからぬ利益をもたらした。シベリア鉄道運賃は容積の大小を問わず重量のみで計算した。だからカサの大きい、軽い荷物は船便の十分の一から、はなはだしい場合には二十分の一ぐらいの運賃で、しかも船便より30日から40日も早く目的地に到着した。背たけ5、60センチもあるセルロイド人形、なす型電球、紙製大型クリスマスベルなどは箱詰めとしていつもシベリア鉄道のご厄介になった。競争者がこの輸送路に気づいた1938、39年ごろには、戦雲欧州にみなぎり、おもちゃなどの輸出は止まり、これに代わって輸出も備蓄用および軍備用綿布と軍需品にと変わった。スウェーデンは中立国であったので、独ソ開戦後、1941年に日本が世界大戦に突入するまで、細々ながら日本との貿易を続けていた。

戦時中、スウェーデン国内で荷物引き渡しを条件に海軍航空本部より測定器の多量注文を受けた。注文品はベルリンからスウェーデンへ派遣された海軍武官に引き渡し、その一部はドイツ潜水艦によって日本に持ち運ばれたそうである。そのころ日本の勝利があやしくなり始めていたので、航空本部から軍需物資買い付けの一員として潜水艦でスウェーデンへ行かぬかとの話も出たが、これは

お断わりした。

終戦後日本の貿易が総司令部統率のもと、政府対政府の形式で再開された時、欧州から来た最初の輸出注文はスウェーデンの綿布買い付けであった。その総数量は約3千万ヤールで、スウェーデンの人口6百50万として男女老若を問わず、一人当たり五ヤールの日本綿布を使用したことになる。

終戦後インフレのため、諸物価が上昇した時にも電信料金は改定されず、戦前のままとなっていたので、海外との通信には盛んに利用した。航空便が利用できるようになった後も、電信を打った方が安上がりの場合もあった。海外の航空便は最初書状のみに限定され、商品見本を送る方法はなかった。スウェーデンからカーボン紙の台紙として土佐の天具帖紙の引き合いを受け取った。海外に見本を送る許可がまだ総司令部よりおいていない時だったので、一策を案じて照会の回答を天具帖紙にタイプし、広い空白を残し、これが品質見本であるから、タイプした部分を切り離し試用していただきたいと書き添えた。さいわい書面の検閲は免れて見本は先方で入手、折り返し注文に接した。

長年にわたり輸出の花形であった綿布輸出の最初は二俵の見本注文であった。大阪伊藤忠へ数反の見本提出を頼みに行ったところ「われわれは小売り業者でないから、見本といっても最小限一、二俵は買ってもらいたい。スイスでは日本生地綿布の加工ができるかね」と問われた。これは1923年の話で、当時スイスとスウェーデンを混同する人が多かった。ともかく二俵の日本綿布が初めてスウェーデンへ輸出された。送ったのは鐘紡の「世楽鳥」「籠」「赤千鳥」の生地綿布であった。反響は予想以上によく、はじめ五俵の注文は次回には十俵となり、将来の見通しもきわめて明るくなって来た。故鐘紡社長武藤山治さんは日本綿布の輸出市場としてスウェーデンを高く評価し、駐在員を置いて販路拡張に努め、スウェーデン市場を独占するに至った。

以上拙文は過去のこのことのみで、お前の目はカエルのように後ろ向きになっているのではないかと叱責（しっせき）を受けるのは当然である。しかし姿勢は前方を向いている。つぎの半世紀が終わるまでに、日本製千人乗り航空機や月旅行用宇宙ロケットがスウェーデンへ輸出されるとは一貿易業者の夢のみであろうか。（「日本経済新聞」（昭和41年10月18日発行）より、日本経済新聞社の許可を得て転載）

積極化したスウェーデンの対日輸出企図

Sverige-Offensiv i Japan

顧問 小野寺 信

Makoto Onodera

スウェーデンの高福祉を支える高度経済成長は、今厚い壁につき当って苦しんでいる。この壁を突き破る方法の一つは、経済構造の改造であることは申すまでもない。

スウェーデンは1960年代以来、経済構造改造を目的として各界を挙げて研究開発を推進して来た。研究開発は性質上市場開拓の成功によって始めて完成すべきものである。

今スウェーデン工業は研究開発のパートナーの一つとして、また、未だ開拓されない好市場として、日本を脳裏に描いている。以下の短記事は、その一端を示すものである。

政府や外務省筋やその他の団体からやんやん騒がれて、とうとうスウェーデンの輸出工業界も、いままで至難とされていた日本に対して、広正面で攻勢をかける準備にとりかかったと、見ている人が多い。

スウェーデンの大企業の多くは、橋頭堡を日本列島に構築することを考えているらしい。もちろんこれには合弁会社タイプをとる案も考えられる。そこで今まで青地に黄十字の旗を掲げて日本商売をやっていたスウェーデン商社も、現地で新しくコンサルタントの役割を演ずるようになることもあり得る。

輸出攻勢は部分的には、例えばスウェーデンの輸出審議会の組織した日本商社の枠内で行われ、外貨をふんだんに使えて輸入が容易な立場にある日本商広に最終的責任をとらせる案も考えられる。スウェーデンの対英輸出は引続き好調であるのに対して、1972年の対日輸出は停滞している。従ってこのような政策は一種の反動のように見えないわけではない。

スウェーデンの経済は今まで日本市場に余りにも関心を持たなすぎなかったと後悔めいた声も近頃、スウェーデン経済界の指導的地位にある人たちの耳にちょいちょい入る。

去る1月14日に亘って、在日スウェーデン大使 Gunnar Heckscher氏と Atlas Copco 社の前社長 K.-A. Belfrage 氏は銀行の重役たちや大企業

の首脳部を訪れて日本の実状を吹き込んで再考を促した。二人はこのとき次のように説明している。

スウェーデンの日本向輸出の増加は緩慢で言わば停滞状態にあるのに対し、日本は従来の通商上の障碍を排除して対スウェーデン輸出をどんどん伸ばしているのを見て、われわれは憂慮している。これはスウェーデン人が日本は輸出市場にあることを理解しないことに原因がある。日本の商売人自身もこれに余り期待をかけていない……云々。Heckscher 大使はなお言葉をつづける。

最近自分は日本のある大企業の社長に会ったが、この人はスウェーデン側の輸出努力の欠乏についていろいろ話していた。われわれ日本人はヨーロッパ市場へ行ったときは、誰もわれわれを助けて呉なかった。でもわれわれは仕事をする事が出来た。ところがヨーロッパの企業が日本でわれわれのやったように働くのを見たことがない。

余りにもスウェーデン色の弱い **Sweden Center** スウェーデンの企業は余り日本商売に熱心でないということは、東京のセンターハウスが証明している。一年前にスウェーデンセンターが開館したときここに事務所を置いた会社は僅かに4社にすぎなかった。その後幾分か増加したが、多くの事務所はスウェーデン企業のためでなく外のヨーロッパ企業のものである。

しかし結局スウェーデン側の動きも活発になって来るであろう。Heckscher 大使と Belfrage 氏の警告は、輸出審議委員会の企画する1973年の対日輸出プログラムの重要事項にとり上げられた。数週間内に特に在東京商務書記官 Göran Flyxe 氏、経済アタッセ Berndt Ahlqvist 氏、科学技術アタッセ Nils Hornmark 氏はスウェーデン歴訪して、対日輸出促進のために適当な方法についての各社をいて具体的に検討するはずである。

略々これと時を同じくして、日本の百貨店に売り込むにはどうしたらよいか、輸出審議委員会が調査にとりかかった。なおその外に2月27日には、日本における医療品の売込み方についてセミナーが催された。これより先き昨年秋には紙およ

びパルプ工業用の公害防止設備売込のために視察団も派遣されている。

国を挙げての戦略が必要

スウェーデンが独自の立場で特別関心を持っている別の分野は、建築部門である。この問題については企業側と並行して研究機関も独自の調査を行っている。

ここで必要とするのは、スウェーデン側が一本になることだ。これは国民戦略ともいべきものであると、ガデリウス商会の輸出部長 Christer Siegbahn 氏が語っている。もしわれわれが日本の建設市場の1000分の幾つかを物にしたなら、これだけで1975年までに対日貿易赤字を十分カバーすることが出来る。因みにこの期間の日本の建設市場に流れる金は約7,000億クローネである。これに成功するためには、企業と輸出審議委員会と各部門の国と政府当局側例えば、労働市場庁のような機関との間の密接な協力が要求される。今のよいチャンスを見逃すべきでない、Siegbahn 氏は更に付け加えている。

AB Toringe-Hus 社はすでに、日本の住宅建築市場にうまい味をしめている。この会社は新たに日本のあるリクレーションセンターと小型木造プレハブ家屋の大口納入契約を締結済みである。材木の切り込み作業は、スウェーデンのマッチ会社の建材部門が担当する。同社で日本の地形について詳細な研究が目下行なわれている。

在日スウェーデン商社内の空気から、最近スウェーデン企業がどんなに日本商売に熱心であるか窺うことが出来る。今、スウェーデン人が日本に来たがらないのは、これらの商社側にも責任があると非難されている。しかし商社側も日本商売のむずかしさをよく訴える。その原因は委託主の日本商売は近頃余りにも露骨になったことにも原因がある。売上げが余り少くてもいけない。さればと云って余り多くてもよくない。これは在日エージェンシーの共通のジレンマである。多量に売れるようになると委託主が直接商売に手を出すようになる。これはある在日スウェーデン商社の代表者の言い分だ。

中原の鹿は合弁会社

在日スウェーデン商社は、自分の店の中に委託主別にそれぞれ特別部門を設けて、その意欲的な要望に応えようとしている。その一例は東京 Gadelius 内の Asea 部である。これについて同社

の Christer Siegbahn 氏は次のように述べている。

スウェーデンの国際的な大企業が在外代表者を自社の根本政策に適合させ、それでいて彼等を親会社に固く結びつけようとする動きが、ますます露骨になった。しかしこれで在日スウェーデン商社と本国大企業との協力関係が無用になるわけではない。在日商社は部分的には、コンサルティング的手法でサービスすることも出来よう…云々。

Gadelius はじめ在日スウェーデン商社仲間、スウェーデン企業の合弁会社になろうと熱心な競争を展開している。こういう嵐の中で Asea 社では Gadelius と協同で日本商売の将来を研究中で、同社の輸出担当の Bengt Andren 取締役も、この先どうなるかは、今は発表の段階ではない。しかし日本の外貨事情はわれわれに、大型な電気関係プロジェクトにチャンスを与えることだけは確かである。この大型プロジェクトは日本の工業に対して極めて重大な意味を持つものである。

Gadelius との間の日本商売に関する代理契約を打切ったスウェーデン企業もある。その一つは AB Svenska Fläktfabriken である。この会社は日本の高砂熱学工業との協同出資で、新会社日本 S F を設立した。日本 S F は通風機その他諸々の空調機器および設備を製造して日本市場で販売することになる。会社設立は昨年秋であった。これには Gadelius も参画している。その報酬として Gadelius の製品の一部は将来日本 S F の工場で作られる筈である。

Electrolux は全然別の筆法をとり、独自の道を選んだ。目下同社で、日本プロジェクト三案を検討中である。Electrolux の日本プロジェクトは、病院用装置・真空式廃棄物搬送システムおよび営業用洗滌装置である。

スウェーデンのカビアと日本人の嗜好。スウェーデンの中小企業も、日本に押しかけ始めた。家具工業とガラス工業はこれである。どちらも最近になってスウェーデンのデザインが日本人の趣味に合うことを発見した。

日本人はまたスウェーデンの食料品に目をつけていることが判明した。1972年にスウェーデン食料品の対日輸出は320万クローネから1,250万クローネに跳ね上がった。この増加は主として豚肉とバターとソーセージのデリバリによるものである。加工度の高いスウェーデン食品の対日輸出も伸びるであろう。スウェーデンの魚類かんづめ加工業界も、日本向け輸出を真剣に考えている。スウェーデンキャビアが日本でいけるとスウェーデンでは睨んでいる。

スウェーデンにおける個人と社会

Individuals in the Swedish Society

ヤンソン・由実子

Mrs. Yumiko Jansson

スウェーデンに関する情報は、つい最近まで非常に少ないものでした。福祉の国、映画のベルイマン監督の国、あとはジャーナリズムがかきたてるフリー・セックスの国という実におそまつな紹介しかなされてきませんでした。しかし、日本が最近、福祉国家をめざすことになったため、福祉国家のモデルケースとしてスウェーデンは急速に注目されはじめています。スウェーデンに関する出版物もここ、1、2年私が知っている範囲だけでもずいぶん増えました。スウェーデン及びスウェーデン人の一般像は公に発表された統計や、実際に現地に行って調査した方々の発表によりどんどん報道されています。そこで、私は、スウェーデンという国を一生活者として内側から見た感想をここで述べてみたいと思います。

労働について

働くということについてスウェーデン人達はどう考えているのでしょうか。また実際に働いている人達の仕事に臨む態度はどんなでしょう。

私が住んでいた近所で小学校の高学年位の小さな子が、お小遣いかせぎにお使いをして手伝ったり、春になると野原の草花をつんできて売ったりしているのを何度も見かけました。親が生活に苦しくて子供に小遣をやれないために子供がそのようなことをするのはないようです。子供が、自分がもらう小遣いでは足りないようなものが欲しい時、自分でお金をかせいでその欲しいものを買おうとしているようでした。クリスマスが近づく頃など、子供達は銀紙でできた小さい星や、天使、様々な色の玉などを小さなボール箱に入れてよく家のベルを押してまわっていました。クリスマスの新聞を売って歩いていたある子供の母親がこんなことを私にそっとささやきました。「1日中歩いても二部か三部しか売れないこともあるの、そんな日はしょんぼりしているので、よっぽど、もうおやめなさい。お母さんがお小遣いをあげるから、と言おうと思うけど、売れた日はほんとうにうれしそうでね。やはり何も言わないで最後まで

させようと思うの。」親達は、子供が働いているのを世間に対して恥かしいと思うのではなく、強い意志を作るのに役立つし、その子供の成長の過程において必要なことと見なしているようでした。

中学校、高等学校へ入ると休暇にはみんなよくアルバイトをします。仕事は近所の家の庭の草むしりから、ベビー・シッター、封筒にスタンプを押す仕事、お店の売り子、倉庫係、郵便配達、新聞配達まで様々です。ある少年は自転車を買うため、ある少女はプレーヤーを買うため一生懸命に働きます。夏休みにドイツへ二週間の自転車旅行をするため、エッパ(EPA)百貨店で売子をしていた16歳の少年を知っています。彼は初めての外国旅行に胸をはずませ、自分で働いて得たお金と、父親に出してもらった残りの半分のお金を持って友人といっしょに旅行をし、来年もまたやるぞとはり切って帰って来ました。

こうして子供の時から、お金は労働によって得られるということ、年に行かなくとも、目的があってそれを達成するためには自分が努力して手に入れなければならないということを体得して行きます。子供に親が安易に物を与えるということは、自分の欲しいもの、自分が目的とするものをはっきりと自覚し訴えることのできない、意志の弱い子供をつくることになるかと一般に考えられているようです。スウェーデンの親たちは明らかに子供達に意志の強い子供になってほしいと願望しているようです。子供のことを他人に話す時、「この子はとても意志の強い子で……」と誇らしげに話すのをよくききました。

金銭に関する観念

労働は金銭により報われるということは非常にはっきりと子供達の頭に入られ、これは、一般にスウェーデン人の一つの価値観を築く要因になっていることは確かだと思います。自分の労働に対し、正々堂々彼等は報酬を要求します。その場合金銭に対する羞恥心が全く見られないことは、スウェーデン人と働いたことのある人なら誰でも

知っていることです。スウェーデン人が日本人と仕事をする場合一番感どろのは仕事に対する報酬のことが、一番最後に取上げられる。あるいは時には自分が言い出さないかぎり一言も相手は言わないということだということをよく耳にします。これは、金銭に対する羞恥心の有無ということだけではなく、労働に対する根本的姿勢の違いではないかと私は時々思うのです。スウェーデン人は、労働は人間が生存して行く時、当然必要なことで、男性であるからあるいは女性であるから、結婚しているから、あるいはしていないから、若いからあるいは年取っているから等の条件に関係なく、誰でも自分で自分をまかなうため、働ける限りは働くのが当然で、生存するために労働し、報酬を得るのが何で恥かしいことであろうと思うでしょう。一方、日本人は、金銭的な話は下劣なことで、話すことでお互い不愉快な思いをするより、我々は相互信頼感を持っているから、悪いようにはしないよと思っっているのです。スウェーデン人にとっては、仕事をする場合、金銭について話さないことが不愉快なことであり、日本人にとっては、金銭について話すことが不愉快なのです。日本人の方がうぶだとかいう性質の問題ではなく、これは教育の問題だと思います。

自立精神について

親と子の間にも経済観念ははっきりしていて、日本とは大部違うと言えます。ストックホルムに家族が住んでいるのに、自分は同じストックホルムで学資ローンを借りて学生の家 (Student hus) に住んでいる人達を沢山知っています。精神的に独立するためには経済的に独立しなければならないというオーソドックスな理論がここでは実行されているのです。子供の大学教育まで親が負担するのが通念となっている日本では、スウェーデンとは実は全く違った価値判断がされているようです。子供は、大学まで親が子の面倒を見るのは当然と思い、中にはかじれる脛を持つ親をとくい気に自慢する学生もいます。親の方も大学にやってやる余裕があることを誇ったり、あるいは逆に大学にやってあげることも出きない腑甲斐ない親と自らを責めたりしている実態です。親は子供を大学へやることで一種の自己満足をし、子供はそんな親に甘え、そこになれあいが出き上っているのです。そんな状態に精神的自由や独立が、本当の意味で存在し得るのでしょうか。親から学費・生活

費をもらって、体制からの独立と自由を勝ちとるため(?) 学生運動をすることは自分の尻尾をかじろうとしてぐるぐるまわっている猫の姿に似ています。やはり自由に発言し、行動するためには経済的独立が先です。そこまで親も子もお互いをつきはなせないと考える前に、親も子供ももっと相手の個人生活を本当の意味で尊重し、お互いに迷惑はかけないようにするためにはどうしたら一番良いかという質問を自らに投じて考えてみたらと思います。

しかし子供に教育を与えたいと願望するのは、それ自体儂い願望で、教育を受けた人材をあとで使う国が親に代ってかなえるべきです。大学までの教育費のほとんど全部を親が負担することで、日本政府は、スウェーデンの政府に比較してどんなに楽しているでしょう。そのために日本の親たちは、親であるがゆえにどんなに経済的な負担を背負っているでしょう。それを経済的負担ではなく親の義務と自他共に認めている辺から改革をはじめなければならないと思います。

スウェーデンのように、親子の間にも合理的な経済観念が存在することについては、是非論が出ると思います。親のエゴイズムという人もいるでしょう。しかし、成人して、経済能力がありながら、親に生活を見てもらう子供の方が理論的にはよほどエゴイスティックではないでしょうか。一般にスウェーデンの家族においては子が成人した後には、親も1個の人間、子も1個の人間、お互いに経済的な迷惑をかけないという暗黙の約束がなされているようです。もっともこれは、親の肩代りをする国の体制が用意されているからこそ可能なのでしょう。

日本の社会のひずみが社会保障制度という便利なシステムによって、建直されると希望的観測を持つことはよいと思います。しかし、同時にこれを受け入れる日本人の体質心情、個人意識、共同体に対する意識などをよく検討した上、社会福祉について十分教育し、日本人が、理性的にも情情的にもよく理解できるような、日本の事情を十分に考慮に入れた社会保障制度がいつかできるようにと望みます。社会福祉のイデーが、私達が戦後受けた外国からの借物の中途半端なデモクラシーのようにならないようにしなければならないと思います。

スウェーデンの基礎学校のための新学習指導要領 (1)

Curriculum for the Comprehensive School in Sweden

厚生専門学院 荒 井 洸
Kiyoshi Arai

わが国では、文部省が発行する指導要領が、教育界においてしばしば論争点となってきたことは衆知の通りである。それで、当然のことながら、私は諸外国にあってはどのような形で指導要領が出され、またそれがどのような位置を占めているのか、つねづね知りたいと思っていたわけだが、昨秋スウェーデンを訪問し、基礎学校(小・中学校)を視察した折、教育現場において指導要領がどのように受けとめられ、扱われているのか、実際の教育に従事している教師たちに質問を試みたわけである。そしてその指導要領の内容にふれてみるべく書店や発売元を訪ねたが求められず、役所をまわってようやく手に入れることができたのであった。

ところで、我々の視察団がマルメに宿をとった際、私はホテルのフロントで、親切の上にも親切であった受け付けの人に、マルメの街はずれの典型的な義務教育学校の校長に、学校を訪問させてもらう約束を取りつけてもらったのであった。この学校へは全く偶然に訪問することになったのであるが、我々がスウェーデン滞在中訪れた諸学校のうちで最も歓待されたのがこの学校であり、最もくわしく内容を見ることができたのもこの学校であった。長時間にわたって見学し、質問をしたのであるが、最後のまとめとして質問したのが指導要領についてであった。そして校長も教員もごくあたりまえのここのように答えたことは、指導の方法は、全く担当教員の自由にまかされているということであった。また、指導の内容や方法を研究するための、たとえば同学年を担当する教員などの会合等は、みずからの必要に応じて適宜自由に行なっているとのことであった。ちなみに、我が小・中・高校等で伝統的に一般化している職員会議といった類の、校長が召集する会議は、せいぜい学期に一回ぐらいであるという話しも、所かわれば……と、極めて興味深く感じられたのであった。そして本稿が取りあげる指導要領は

全くの参考としてのみ扱っているということであった。また、指導要領に関係して重要な問題は教科書であるが、その制度はわが国と同じ検定制度をとっているものの、その基準は極めてゆるやかなものであるとの校長の説明であった。このことについてはそれ以上くわしく研究する余裕がなかったのでここでは省かざるを得ない。

さて、私はこれから、スウェーデン国家教育委員会が発行し、1970~71学年度より使用されている指導要領の一般編をひもといてみることにしたい。一般編というのはその名のとおり、教育の目的、指導方針等に関する一般的な勧告が記されているものをいうのである。

教育の目的と指導方針

「コミュニティが行う児童・生徒への教育が目的とするところは、彼らに知識を与え、技能をみがくことであり、家庭との協力のもとに、彼らが調和のとれた個人となり、また社会にとって価値があり、責任のある存在となるべく成長するよう、これを助長していくことである」——これは学校教育の目的として、指導要領の最初に述べられている文章である。そして表現を変えて、教育の中心課題は子供の全面的発達にあるとしている。すなわち知的教育も、技能的教育も、子供たちの全面的発達のための一助として行なわれるべきものとしているのである。さらにまた、我々に対して新鮮な印象を与えるものとして、子供たちはnationalなメンバーとして成長すると同時に、internationalなメンバーとして成長していくべきものとしていること、及び将来の社会において活躍できる人間、すなわち現代社会ではなく来るべき社会において活躍することのできる人間として子供を教育すべきであるとしていることである。「……であるから学校における教育活動は、児童生徒の発達にみあったものとしてのみ行なわれるべきものであってはならず、社会の発展に対

応したものでなければならないのである」と述べられているように、「教育」という場合、往々にして即、子供個人の発達との関連、という形でのみ促えられがちであるが、発展する社会との関連に焦点を合わせている点は注目してよいことだと思う。国際性と未来性を強調している点に、私は現代スウェーデンがもつ一つの若々しい体質を感ずるのであるが如何であろうか。良きにつけ、悪しきにつけ、「教育」はその時代、その国家の体質を直線的に反映するものであると思われるが、児童福祉から大学改革に至るまで随所に見られる「世界」と「未来」に対する開放性を、私は現代のスウェーデンが世界における指導性を持ち得ることになった進歩的体質として把握したいのだが如何であろうか。

学校における教育活動への一般的な勧告

「家庭、学校、コミュニティは、我々の若い世代の人々が、よりよい成長をなしとげるために、共同の責任のもとに、完全な協力体制を形作っていくべきである」

この項においては特に、家庭—学校—コミュニティを取り上げ、その結びつきの中で「教育」を追求すべきである、としていることである。「…学校は、児童生徒をつつむ家庭などの環境を常に把握しているべきであり、両親が学校における教育活動に参加していく機会は確保されねばならない」

子供の発達における社会性、あるいは学校の社会的役割については学校の教育活動が論じられる場合、この勧告の考え方においては「コミュニティ」が重要な位置を占めているのである。行政単位がコミュニティというものになったこと、あるいはニュータウンなどへの新たな批判、等々、コミュニティというものをどう捉えようとしているのか、またはコミュニティにどのようなものを期待しているのか、研究所を中心とする諸学究のお教えを頂戴できたらと思っている。

この項の最後に、子供の陶冶をどう行うべきかについて、極めて興味ある捉え方が述べられている。すなわち、子供個人の発達については、芸術や文学等を通して、「情緒的」陶冶をはかると共に、「意志力」(will power)を陶冶し、自立した人間を作っていくべきである、としていることである。昨年の帰国報告特集号にのせていた

いた、スウェーデンの就学前教育についての拙文においても、この独立した自由な個人ということを書いておいたが、この考え方は「教育」において一貫して非常に重視していることを特に記しておきたい。民主的社会の基礎には、この自由な、独立的な人間の存在が絶対に必要である、とする考え方である。最後に、男女の平等化の推進ということ、及び男女のそれぞれの役割の認識ということが教育の持つ目的の一つに加えられていることを述べておきたい。

以上、本号では指導要領の一般的なことについて述べた部分の概略を記したわけだが、号を更めて、さらに具体的な項目、内容等を紹介してみたいと思う。

スウェーデンに関する著書・論文

Materials on Sweden

丸尾直美

スウェーデンの人間環境政策(序設)、学術月報、1972年9月。

高度福祉国家スウェーデンの悩み、東洋経済臨時増刊1972年6月20日。

スウェーデン型社会保障の特徴と問題点、週刊社会保障、1972年5月8日。

北欧・イギリス型混合経済——スウェーデンを中心として——、気賀健三編「比較経済体制論」、1972年10月青林書院刊所載。

スウェーデンの人間環境、経済往来、1972年4月、ヨーロッパにおける消費者運動——スウェーデンにおける消費者運動を中心にして——、「消費者運動の研究」所載、民主主義研究会1972年7月刊。ストックホルムと東京、サンケイ新聞1972年6月(他数回)。

スウェーデンの経験、サンケイ新聞1973年3月28日。

福祉について国際常識、サンケイ新聞1973年3月7日。

スウェーデンの経済と福祉、日本経済研究センター会報190号、1972年12月15日。

スウェーデンのニュータウンにみる人間環境、丸尾直美著「人間と環境の経済学」、ダイヤモンド社1972年10日刊、15章。